

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：①竹島の所轄



隠岐島に島庁を置き竹島を隠岐島庁の管轄区域に改めて指定した勅令

明治42年勅令54号

1909年(明治42年)3月29日

資料概要

1909年(明治42年)に、隠岐島を島庁を置く島地に指定するとともに、竹島を隠岐島とともに改めて隠岐島庁の管轄区域に指定する勅令。

これより先に隠岐島庁は、1888年(明治21年)5月7日付の島根県令第51号により隠岐国周吉郡西郷町に設置されていた。その後、府県の機構を規定する地方官官制の改正があり、1890年(明治23年)勅令225号地方官官制第52条によって「勅令ヲ以テ指定スル所ノ島地ニ特ニ島庁ヲ置ク」との規定が設けられた(P7参照)。

そこで、1909年(明治42年)に至り、正式に勅令によって隠岐島が島庁を置く島地に指定されることとなり、その管轄区域の中に竹島が明記された。

内容見本

朕島庁ヲ置ク島地指定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(御名御璽)

明治四十二年三月二十九日

内閣総理大臣侯爵 桂 太郎

内務大臣法学博士男爵 平田東助

勅令第五十四号

島庁ヲ置ク島地左ノ通指定ス

| 府県名 | 島庁名 | 管轄区域 |
|-------|-------|---------------|
| 東京府 | 小笠原島庁 | 小笠原島、南鳥島、中ノ鳥島 |
| | 八丈島庁 | 八丈島、小島、青ヶ島、鳥島 |
| | 大島島庁 | 大島 |
| 長崎県 | 対馬島庁 | 対馬島 |
| 島根県 | 隠岐島庁 | 隠岐島、竹島 |
| 鹿児島県 | 大島島庁 | 大島郡 |
| 沖縄県 | 宮古島庁 | 宮古郡 |
| 八重山島庁 | 八重山郡 | |

附則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

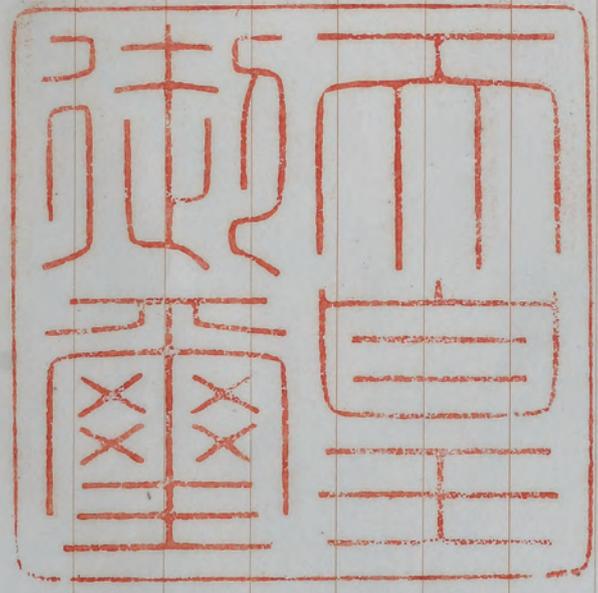
明治二十九年勅令第十四号ハ之ヲ廃止ス

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 作成年月日 | 1909年(明治42年)3月29日 |
| 編著者 | 内閣 |
| 発行者 | 内閣 |
| 収録誌 | - |
| 言語 | 日本語 |
| 媒体種別 | 紙 |
| 公開有無 | 有 |
| 所蔵機関 | 国立公文書館 |
| 利用方法 | 国立公文書館 (アジア歴史資料センターウェブサイトにて閲覧を行う) |

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

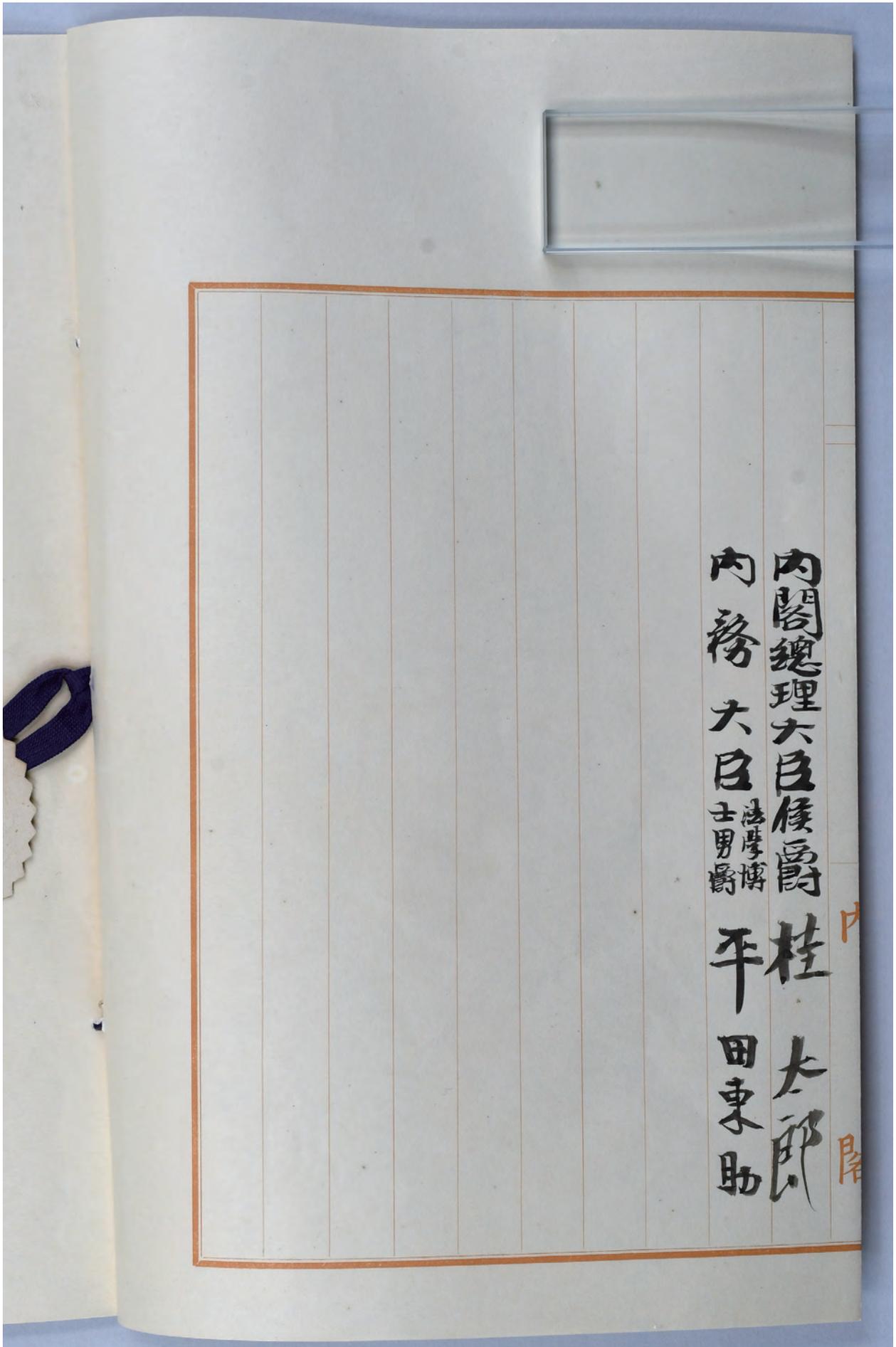
朕島廳ヲ置ク島地指定ノ件ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム

睦仁



明治四十二年三月二十九日

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

勅令第五十四号
島廳ヲ置ク島地左ノ通指定ス

| | | | | | | | |
|------|------|--------|------|---------------|-------|-----|-------------|
| 沖繩縣 | 鹿兒島縣 | 島根縣 | 長崎縣 | 東京府 | 府縣名 | 島廳名 | 管轄區域 |
| 宮古島廳 | 大島島廳 | 隱岐島廳 | 對馬島廳 | 大島島廳 | 小笠原島廳 | 大島 | 小笠原島、南島、中ノ島 |
| 宮古郡 | 大島郡 | 隱岐島、竹島 | 對馬島 | 八丈島、小島、青ヶ島、鳥島 | | | |

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

八重山島廳
八重山郡

附則

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ
施行ス
明治二十九年勅令第十四號ハ之ヲ廢止
ス